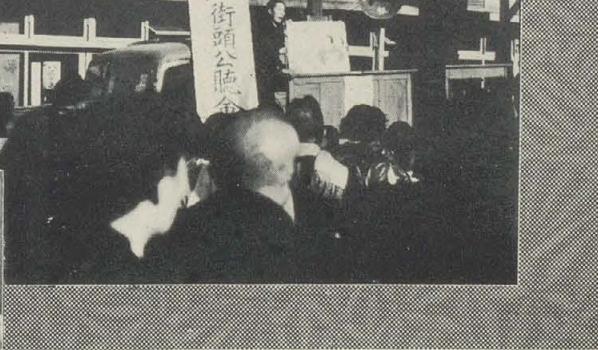
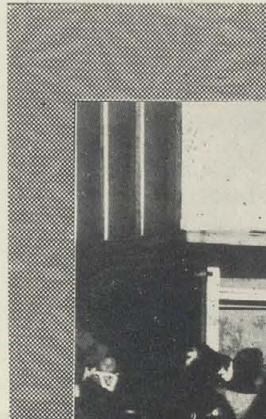


第十二編 對市民活動

卷之十一

重刊風雨樓



府市共催土木衛生に関する公聽会（右上）
（中央）は近鉄八尾驛前に於ける街頭公聽会
（左下）は広報課所管の広報車〃うぐいす号〃



卷之三

八

大

よりよき市政の実現は市民として誰でも希望するところである。しかし、この爲には絶えず市政の実態について正しい知識をもたない正しい批判も又勧心も起らないことは事実である。現在当市に於ては色々の施策が行われており、これらはすべて市民のためになされている。いやしくも封建思想に基いた官僚民卑的な考え方や衆愚政治の悪弊は一掃されなければならない。市理事者は市民の公僕として奉仕し世論を無視した政治は行われてはならない。世論に基く政治——これこそ民主主義の要諦であり、主権在民の本則である知らせる義務と知る権利、この両者が両輪となつてこそ市政は明快に、しかも円滑に推進されてゆくわけで、対市民活動の必要性がここに大きく浮び上つてくる。

廣報活動とは

広報活動とは宣伝のことですかとよく聞かれることがある。そして現在も未だよくわかつて貰えない人も大分あるようだ。

広報と宣伝の相違をあげると広報とは宣伝ではないが、宣伝も広報活動の重要な役割を果していることは事実、ただこの両者の間にははつきりした性格的な差異——即ち広報とは英語でインフォメーションと呼び、その目的は「正しい事實を傳えることにより理性の働きに訴える」と定義づけられ、一方宣伝とは「感情を刺戟して理性を疊らせ、相手を特定の方向にもつてゆく」ことだとされている。従つて広報の場合は事実と意見とを明確に区別して、出来るだけ多くの人の正しい認識に訴え充分な意見を斗わせる必要があるわけで、これと反対に宣伝の目的は人々に事実を知らせる事ではなく、人々をしてある方向にむかわせ、ある特定の事実のみを知らせることであるから似たもののようにはつきりと線がひかれてくる。広報を單なる宣伝とむすびつけて考えると広報活動の本質を誤り、思わぬ失敗や誤解を招いてその発展を妨げ、ひいては大衆の信頼を裏切ることになる。

「広報は民事部のいかなる仕事よりも重要であり、それは日本の民主化のために何よりもこの仕事が重要である。」——この言葉はGHQのさる高官が一昨年各地民事部民間報道部長会議のあつた際広報活動について語られた言葉である。だから、現今の日本の民主主義政治が常に世論に基いて運営され、広報活動はその運行のための潤滑油とも云える。

では今日、我国の各都市で行われている広報活動の具体的なものは何んであるかと云えば、先づ第一に市報、市政便り、壁新聞、パンフレット、ポスター等を発行して市政の内容を公開し一般の理解を深め、第二にラジオ、映画、演劇、紙芝居、展覧会等を開催して一般の啓蒙、宣伝に努めること、第三の方法としては公聽会、世論調査、討論会等を実施したり、又市民の投書、陳情を受けて市政の明確化を促進するための手段としている。

従つてこのような宣伝は広報の手段であつて目的ではなく、宣伝の價値はあくまで広報の一部とみるべきで「政治は広報なり」と云つた先進国に比較すると、我国の場合はまだその利用範囲も狭く、その効果も十分とは云えない。それには秀れた広報技術の修得と併

せて市民の広報に対する認識が何と云つても一番大事なことである。なお、府の広報活動については、現在知事室直轄の広報課というものがあり、かつては近畿二府四県の広報活動について久しく示唆、助言を与えた民事部と交渉をもち、活潑なる広報活動を開いており、各衛星都市及奈良県の二市を含めて毎月一回広報連絡協議会を開催、春秋二回には著名新聞通信社に依頼して技術研修会を行い現在各都市は独自の広報活動を続けている。

1. 市廣報と民間廣報

八尾市では市制発足と同時に市政の民主化のため、いち早く広報係を設置、昭和二十五年九月の台風の際市民に災害特報を速報する必要が再認識され、創設七ヶ月目の同年十一月一躍広報課として独立、從来三千部発行の八尾市時報も現在一ヶ月二回1万8千部を印刷各戸に配布、市民に対し市政の実態を周知、別掲討論調査の結果の通り非常に好成績を得た。

一方市民の側からも自分たちの町は自分たちの手で建設しなければならないと同年六月八尾市自治振興委員会（別名よりよき政治の公聴会を開き市政全般に対し市民の声を反映、市政の浸透を計り明るい八尾市の建設に邁進して府下でも常に注目的となっている

2. 市廣報の現状

（機構）

広報課が主管し、広報係は係長主事1名、他に事務員2名、技師（放送車、マイク関係技術者）運転手（放送車）各1名、公聴係は係長主事1名、主事補1名によりなる。

（分掌）

第四編行政、事務分掌の項参照

（予算）

昭和二十六年度

放送車購入費 110万円、印刷費 131万円外 総計 258万7千円（人件費を含まず）

昭和二十七年度

印刷費 127万円外 総計 202万1千円

（広報連絡員）

別掲規則により各課所選出26名の広報連絡員が毎月一回定例広報連絡会議をもちその月の広報計画を立案する。

(広報紙)

紙名	八尾市時報
型	タブロイド型(年十回特集記事によりB3型発行)
部数	18,000部(月二回)
配布先	各世帯一枚宛及各都市、市内官公庁、団体、学校、会社に無料配布
記事収集	庁内連絡員による各課席提出の半月間行事予定表により記事取材、発行の五日前に編集会議を開催
認可	昭和二十四年十月十日第三種郵便物認可
規程	別掲
(施設)	
掲示板	小型(3尺4寸×2尺5寸) 302個・大型15個・特大型4個(ターミナル)
投書箱	24箇所
広報車	名称うぐいす号1台、型 小型ダクトサン 購入月日 昭和二十六年七月二十二日、乗車定員 5名、規程別掲
写真機	1台(マミヤオートマット)
放送設備	庁内に一式、移動式一式

世論調査

市民と市政を直結するために毎月二回宛發行されている「八尾市時報」は果して市民にどのように親しまれているか、その信頼の度合を計つて、今後の「時報」をよりよくせんがために昨年七月末下記調査カードを1,400通、官製はがきに印刷、その対象を八尾市選舉人名簿により22人目の人の選び記入返信方を要請したところ、327通(約2割4分)の回答があつた。

1. 毎月五日、二十日発行の「八尾市時報」はお手元に配付されていますか

△されている(254通) △されていない(107) △月一回位(34ヶ) △たまに入る(21ヶ) △記入なし(8ヶ)

以上の通り「されている」が(78%)で絶対的に多い、「月一回位」「たまに入る」は共に配付されているが、家の中で紛失されたのではないか又「されていない」というのはたまには入らない程度のものでわなからうか。

2. 発行日より1日程遅れて配付されますか

△おくれない(27通) △三日以内にくる(34ヶ) △五日以内にくる(59ヶ) △一週間以内にくる(85ヶ) △十日以上遅れる(55ヶ) △記入のないもの(17ヶ)

広報課ではなるべく発行当日直ちに配付出来るように努めてはいるが、何分一週二日の電休日や印刷所の都合で思うようにゆかず発行日より一日～三日位遅れることは申訳けなく思つてゐる。

3. 配付された時報は讀んでいますか

△楽しんで読んでいる (77通) △読んでいない (217ヶ) △読んでいない (5ヶ) △たまに読む (18ヶ) △記入なし (10ヶ)
時報を「楽しんで読む」「読んでいる」との答が全体の90%もあり「読まない」ものがわずか全体の2%、まず市民から愛され、読まれているということになり市としては實にうれしいことで今後もますます努力して市民のためになるよう念願している。

4. 記事の中で何を一番樂しみにして讀んでいますか

△市民の声欄 (145通) △市政欄 (171ヶ) △学校巡り欄 (59ヶ) △市場價格調査欄 (32ヶ) その他 (38ヶ) △記入なし (32ヶ)
読まれているものの最高は51%の「市政欄」であることは、こちらの意図するところと合致していてうれしく「市民の声」もをとらぬ興味をもつて読まれていることは有難い次第で、常に眞面目な、建設的な意見をドシドシ寄せられるよう要望したい。

5. 記事内容はこれでよいか

△よい (92通) △ややよい (167ヶ) △悪い (31ヶ) △わからない (18ヶ) △記入なし (18ヶ)
「よい」と「ややよい」を合せると約80%となり充分記事内容を読んでいただいているということに嬉しい、「悪い」というのは僅かあるが、これは記事の書き方が悪いのか、読みにくいのか、これを一日も早く「よい」方に向けるよう努力し、又わからない人にわかるよう工夫しなくてはならないと思つてゐる。

6. 悪いのは如何なるところか

△時期的にずれがある (113通) △記事が固い (88ヶ) △其の他 (25ヶ) △わからない (10ヶ) △記入なし (99ヶ)
この間は広報課として実に固いところで、時期的にずれがあつて市長への報告が遅れることは認め、記事が固いといふ点は紙面の都合で普通日刊新聞のような行き方が出来ず、加えて編集の下手際もあり柔か味を出し得ず誠に申訳ないことを想ひ今後は出来得る限りわかりやすく、読みやすく、又やわらかみのある文章で書くよう努力したい。

7. 記事内容及編集について

これについては「良い」「市会の内容を記せ」が各7通「もつと範囲を広く」「市民の声を活用せよ」が各5通「もう少しやわらかく」が4通「編集者に感謝する」「よろしい頑張れ」などのほめられたのが合計11通で「事務的形式的である」などの叱りをうけたもの11通、建設的な意見が90通、記入のないものが177通、全体からみて建設的な好意的な意見の多いのをうれしく思つた。

8. 発行回数は現在のままの二回でよろしいか

△現在のままでよい (165通) △月一回でよい (30ヶ) △月三回とせよ (55ヶ) △週間とせよ (45ヶ) 発行の必要なし (10ヶ) △わからない (3ヶ) △記入なし (19ヶ)

この回答では「現在のままでよい」が約半分の50%「月三回」「週刊とせよ」等の建設意見が併せて百名の32%「発行の必要なし」「月一回」「わからない」などの消極的なものが併せて13%、出来る限り「現在のまま」の月二回で行くつもりである。

9. 配付の方法はこのままでよいか

△このままでよい (213通) △わるい (80ヶ) △わからない (14ヶ) △記入なし (24ヶ)

この回答は数字的にみて「このままでよい」という回答が65%もあるとすると、配付方法も市民に一應納得していたがいるものと考えらる。

10. 配付方法の悪いのはどうすればいいか

「新聞配達を使え」が12通「新聞紙に折込み」が10通等々の意見があり、これは先づ新聞販賣所を利用すると未購読者である一般市民をどうするかという点、これはなかなか困難で現在のように自治振興委員の方々にお手数でもその配付の末端を受け持つていただくことが皆様に一番早く配付出来ることであり又費用のかからぬ次第である。又「発行日を遅らすな」「配達を敏速にせよ」等の意見もあり精々努力して敏速にすることにしたい。

11. 時報に関して気ずいた点を簡単に

「内容に対する希望」が一番多く計63通「紙面を擴張せよ」13通「市民の声を多くとり上げよ」13通「発行回数を増せ」「文化欄を設けよ」が共に10通で、又時報配付についてのものが9通、他に「努力に感謝する」等のおほめのものも7通あつた。(回答記入なきものは 119通)

12. 廣報課に皆様の声をきく公聽係のあるのを知っていますか

△知っている (229通) △知らない (88ヶ) △記入なし (10ヶ)

広報課内で直接市民と交歩のものは公聽係で、云わば市民の相談相手、又公聽会の開催など直接市民からのそのままの声を聞きこれを理事者、市議等を通じて市政の上に反映させることを任務としているため充分御利用いただきたい。

(公聴係)

市 民 の 聲

(建設的な意見のみの投書数)

	秘書課	総務課	広報課	税務課	徴税課	会計課	戸籍課	土木課	教育課	民生課 (福社事務所)	衛生課	農務課	商工課	水道課	警察署	市民病院	公民館	其他			計
月										1 1	1 1		1	1	1					3 3 3 6 12 5 9 4 12 11 7 5 80	
一			1		1					1	1										
二			1		1					1	1										
三			2							2	1	2	4								
四										1	1	1	1		1		1	2			
五										2	1	2	1					1	1		
六										1	1	1	1					1	1		
七										3	1	2	1	2	1	1	1	1			
八										5	5	5	11	1	3	2	2	2	7		
九																					
十																					
十一																					
十二																					
計	5	4	7	7	3					9	5	5	11	1	6	1	3	2	2	7	

廣報事務取扱要綱

1. 廣報活動の目的

行政民主化の根幹とする広報活動の効率的運営を図り、市政の実態を市民に周知徹底させ、市民の要望を市政に反映させ、市政民主化の促進に寄與するを目的とする。

2. 廣報活動の組織

- イ、市政全般に亘る廣報活動の企画立案と運営促進は廣報課で行い廣報行政の中権となる。
- ロ、各課麻に廣報委員を市長が選任し、庁内における廣報事務の連絡に当らしめる。
- ハ、廣報活動に關係ある自治振興委員会に於ては相互協力してこれを行うものとする。（委員は廣報事業に関する資料を調査蒐集、または所属課麻の月間行事予定及び実施に関する報告、及軌道機関、自治振興委員会の連絡に於ては、廣報課長に連絡しなければならない）但し月間行事予定は毎五日と二十日、実施に関する報告は毎月末までに報告する。

3. 廣報活動の内容

- イ、市政の宣伝、普及に関すること。印刷物、視覚物、聽覚物、展示物、言語、移動催し物、会合、その他を廣報媒体とする。

(廣報車の取扱は別に之を定める)

- 甲、市勢要覧に關すること。毎年一回市勢に關する要覧を發行する。
- 乙、時報の編集發行に關すること。(別に定める)
- 丙、輿論調査、公聽会に關すること。市政に対する輿論又は動向を調査把握することに努めるとともに公聽会、タウン、ミーティング等會合を開くこと。
- 丁、陳情及び投書に關すること。來庁または投書、陳情の市政に対する要望があつた時は関係方面と連絡し、本人に回答又は時報で發表する。(偽名の場合は回答しない。紙上は匿名にて發表する。)
- 戊、報道機関との連絡に關すること。市政記者会と廣報活動について調査連絡を保持する。
- 己、自治振興委員会に關すること。地方自治の成果を發揚するために廣報事務について相互協力をを行う。
- 庚、その他廣報活動に必要な事項。市長が廣報活動に必要と認めた事項。

時報發行要領

1. 本市の市政に対する理解と協力の念を深め、民主市政の發展を図るために、八尾市時報(以下單に時報といふ)を發行する。
2. 時報は毎月五日と二十日の二回に發行する。但し、必要により臨時に發行し又は都合により休刊することができる。
發行日が日曜日及び國の祭日にあたるとき又は特別の事由で發行できないときは翌日に繰上げる。
3. 時報編集につき、資料の蒐集その他事務の円滑を図るために廣報委員がこれにあたる。廣報委員はその所属するところの登載事項を取纏め所定の原稿用紙に記載し、發行日五日前までに送付しなければならない。
4. 時報には概ね次の事項を登載する。
 - (イ) 法令、條例、規則及び市政について市民に周知または協力を必要とする事項
 - (ロ) 市政の円滑なる遂行及び健全なる市民生活の確立等に必要な事項
 - (ハ) 市政全般の普及、宣伝及び報道に関する事項
 - (ニ) 市政に関する市民の声を聽取する事項
 - (ホ) 民事部の要請にかかる事項
 - (ヘ) その他必要と認める事項
5. 時報は發行の都度一世帯につき一部を、又市議會議員、各種団体委員、市内各学校、官公署、その他市長が必要と認めるものに無料で配布する。前項の外特に希望する者に対しては、実費を徴してこれを配布する。

廣報車使用内規

1. 市政遂行に必要な事業、企画の宣伝啓蒙のため廣報車を使用しようとする者は、左の事項を記入した使用申込書を、使用の一週間前までに廣報課長に提出して承認を受けなければならない。
 1. 使用の日時
 2. 放送内容
 3. 宣伝場所
 4. 使用責任者名
2. 廣報課長は、前條の申込を受けたときはその事業の重要並に緩急度を勘案して使用の前日までに承認をあたえなければならない。但し、左の場合は承認しない。
 1. 事業の宣伝啓蒙に不必要と認めるとき
 2. その他管理上支障があると認めるとき

八尾市自治振興委員会規約

(昭和26年6月1日制定)

第1 総 則

第1條 本会は八尾市自治振興委員会といふ。

第2條 本会は自主的に結成し八尾市の行政民主化の爲市政の実態を広報すると共に市民の要望を市政に反映させるを目的とする。

第3條 本会の事務所を八尾市役所内に置く。

第2 事 業

第4條 本会は第2條の目的達成を図る爲左の事業を行う。

1. 市役所や官公署並に各種団体の広報関係者と連絡して市や府、国の行政を市民に知らす爲に必要な資料、印刷物ポスター等を掲示板に掲示し又は配布回覧をなす。
2. 市民の要望や意見については注意深く聞きとつて絶えず市広報課に連絡して市の行政に民意を反映するよう努力する。
3. 市や各種団体並に府広報課に連絡し市及び府の関係公務員その他の出席を求めて各種の自治問題について公聴会、討論会、講演会、懇談会等を開催する。
4. 掲示板の管理や公民館の利用計画をたて視覚教育による映画会を開催する。

第3 機 関

第5條 本会に次の機関を置く。総会、地区委員長会、地区委員会。

第6條 総会は本会の最高機関であつて全委員をもつて構成し毎年一回以上会長が招集し開催する。但し委員の2分の1の要求があつ

た時は臨時に開かねばならない。

第7條 本会に左の役員を置く。会長1名、副会長1名、幹事若干名、役員の任期は1年として再任を妨げない。本会の会長及副会長幹事の選任は各地区委員長の互選とする。但し補欠役員は前任者残習期間とする。

第8條 会長は会務を総理し本会を代表す。副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会務を代理する。幹事は会長の命を受け会務の執行に付協議する。但し事務連絡の爲市職員若干名を会長が幹事に委嘱することができる。

第9條 本会は毎月1回以上各地区委員長会議を開き会務の執行に付協議する。但し議長は会長之に當る。

第10條 地区には委員会を構成し委員長、副委員長、幹事若干名を委員の互選とする。(但し任期は第7條による)地区の細目は別に之を定める。

第11條 委員の選任はその区域の住民によつて公平なる選舉をしその任期は第7條による。

第12條 委員の選舉には次のような要件を具备した者を選任する。

1. 地方自治に榮け関りを有し公共のため積極的に努力する熱意のある人。
2. 民主的な考え方と行動をする人で公正な批判力を有する協調的な人。
3. 公職追放者及び自己の地位を悪用する恐れのある人は避ける。

第13條 委員の活動については左記の要項による。

1. 委員は個人として町内又は部落の住民の集会を求ることはできない。
2. 地区の対象として地区民の集会を開く場合は委員会の主催とし、全委員又は委員多数が出席して行うこと。
3. 市の規模により委員が一体となって行動できないときは委員会の活動について地区を分担させることができる。

第14條 この規約は昭和二十六年六月一日より施行する。

各地區委員会開催状況

○印は開催回数原則として毎月一回開催予定

地区別 月別	八尾 一	夕 二	夕 三	夕 四	山 本	安 中	植 松	亀 井	竹 淵	久 宝 寺	大 正	西 郡	要 事 項
6月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
7月	○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○	○○○○	○○	21
8月	○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○○○	○○○○	○○○○	25
9月	○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○○○	○○○○	○○○○	24
10月	○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○○○	○○○○	○○○○	18
11月	○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○○○	○○○○	○○○○	24
12月	○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○○○	○○○○	○○○○	2

公 聽 会

月 日	地 区 名	場 所	議 題	内 容	参 加 人 数
1.24	龍 華	龍華農業会館	市政一般に就て	教育、土木、衛生、民生、大和川床止工事、議員定数、市税、機械水車設備問題	150人
2. 6	西 郡	西郡小学校	市政一般に就て	消防、衛生、水道、教育、民生、農務、土木、保健所問題	180人
8.11	久 宝 寺	久宝寺農協前広場	上水道問題に就て	大谷水道、水道工事費、水道布施道路、土木、衛生問題	350人
8.25	安 中	天神橋東広場	学校問題	幼稚園、講堂、学区、公民館、土木、衛生各問題	250人
9.17	八 尾 第二	常光寺山門前	市勢一般	市吏員勤務、教育、商工業者、衛生、民生各問題	400人
9.22	山本南部	八尾八幡神社	衛生、土木問題	清掃方法改善、市民病院分院設置、火葬場設置、道路鋪装、農道改良の各問題	300人
9.29	山本北部	山本北小公園	水道、教育、其他	水道設備、學校校舍建設、兒童圖書館設立、文化教育設備、撤水問題、道路整備、魔界処理の各問題	250人
11. 5	全 地 区	八尾御坊本堂	土木、保健衛生問題	府道認定変更、大和川床止工事、道路鋪装、大運河建設、大谷水道問題	300人

委 員 会 の 步み

(広報課に連絡あつたもの)

月 日	会 名	会 場	主 な る 要 望 事 項
5. 8	設置準備委員会	市職会館	(出席者) 市民側 9名 市議側 6名 市側 6名
〃31	結成発会式	八尾小講堂	
6.18	第1回地区委員長会	八尾別院	掲示板を至急に増設、地区委員名標作製のこと
〃21	八尾第一地区委員会	八尾東郷青年会館	市民簿の調製、上水道、道路補修、玉串川清掃、固定資産の適正
〃22	山本地区	八幡宮社務所	要望事項なし
〃23	八尾第四地区	用和小学校	植松地区に保育所を、番地入りの地図を、市民病院に眼科を
〃24	植松地区	委員長宅	平野川改修、道路改修、危険住宅調査を
〃28	竹淵地区	"	掲示板増設、下水路の掃除
〃30	西部地区	西郡出張所	下水通水、PTAと市費の関係
7. 6	安中地区	委員長宅	下水の完全消毒、自振委員の表札を
〃7	山本地区	八幡宮社務所	納稅者の応接をよく、市役所の電話を通し番号に
〃8	八尾第三地区	公民館	市民簿を早く、掲示板の増設、公聽会を開け
〃9	久宝寺地区	委員長宅	掲示板設置、自振委員会の周知徹底、日赤奉仕団結成の件
〃10	第2回地区委員長会	市役所会議室	要望事項なし
〃12	八尾第四地区	委員長宅	道路の改修、排水路を作れ、ゴミ箱の件
〃13	八尾第一地区	市役所議員控室	地下道の排水、近鉄バスに関する件、上水道の件
〃14	大正地区	大正出張所	

7. 15	植松地区委員会			市民簿手入の件、下水排水溝修理、浸水箇所の消毒
ク 16	竹淵地区	ク		水害あと片付けの件
ク 21	安中地区	ク		ゴミ取り人夫の件、長瀬川岸の道路の改修、道路の改修
ク 25	久宝寺地区	ク		要望事項なし
ク 26	八尾第三地区	ク		ガス施設につき市の協力を、元消防屯所の利用
8. 2	八尾第二地区	ク		近鉄北側道路に溝を、近鉄東の踏切に遮断機を、排水路の修理
ク 5	竹淵地区	ク		冠婚葬祭の簡素化、其他要望事項の早急完成を
ク 7	西郡地区	ク		道路の改修を
ク 8	山本地区	ク		山本駅第二踏切について、山本地区より八尾中学に近道を作れ、塵芥処理
ク 10	第3回地区委員長会			公聴会を毎月三回に、委員への連絡は広報課経由のこと
ク 11	大正地区委員会			下水排水口の修理、道路の修理
ク 12	八尾第四地区	ク		広報車にて自振委のあり方につき宣伝啓蒙
ク 13	植松地区	ク		公聴会を開け、市民病院の態度、母子寮を
ク 15	八尾第三地区	ク		東表町バス道路の鋪装
ク 17	八尾第一地区	ク		児童小公園を増設せよ、農道の改修
ク 18	安中地区	ク		私有地の土砂採取につき市條令を作れ
ク 22	臨時番区正副委員会			道路改修
ク 27	久宝寺地区委員会			水道設備、事業資金
9. 2	八尾第二地区委員会			要望事項の早急実施を、広報車の使用を適切に、大正飛行場に就て
ク 4	西郡地区	ク		共同募金運動に市長、市議は宣伝に出られない、
ク 7	大正地区	ク		共同募金の件、飼犬の件、水道集金人と寄付行馬について
ク 8	第4回地区委員長会			塵芥処理、道路の補修
ク 12	山本地区	ク		出張所事務を擴張せよ、下水土管の修理、ゴミ取り人夫の件
ク 13	八尾第四地区委員会			共募の協力者依頼の件、要望事項の早急実施について
ク 14	植松地区	ク		要望事項なし
ク 20	八尾第一地区	ク		要望事項なし
ク 21	八尾第三地区	ク		要望事項なし
ク 22	臨時地区委員長会			市民病院の件
ク 27	久宝寺地区委員会			市民病院の患者待合所改善
ク 23	西郡地区	ク		要望事項なし
ク 29	植松地区	ク		要望事項なし
10. 4	亀井地区	ク		中学校建設問題、保育所設置
ク 8	山本地区	ク		要望事項なし
ク 9	植松地区	ク		要望事項なし
ク 10	第5回地区委員長会			要望事項なし
ク 12	八尾第四地区委員会			要望事項なし
ク 13	植松地区	ク		要望事項なし
ク 14	八尾第一地区	ク		要望事項なし

10.13	大正地区委員会	張所館宅所	要望事項の早急実施促進
〃 15	八尾第三地区	ク	
〃 19	八尾第二地区	ク	
〃 〃	西郡地区	ク	
〃 20	竹淵地区	ク	
11. 2	八尾第二地区	ク	
〃 8	山本地区	ク	
〃 10	地区委員長会	ク	
〃 13	八尾第一地区委員会	ク	
〃 〃	植松地区	ク	
〃 15	八尾第三地区	ク	
〃 17	安中地区	ク	
	大公委西委市役所	員長	委員長
	正規郡員長	張所長	出民長
	正規市役所	議事室	館宅所
	八尾小會議室	会議室	館宅所
	八尾宮川神社	青年会場	館宅所
	八尾東瀧川神社	青年會場	館宅所
	十二月委員会を休会		
	七区を二分し一区増設		

要 望 事 項 調

課名 目	秘書課	総務課	広報課	税務課	徴稅課	会計課	戸籍課	土木課	教育課	(福 生 事 務 所 課)	衛生課	農務課	商工課	水道課	警察署	消防署	市民病院	公民館	其 他		
六月				7	1			7			4		3	1			1			4	24
七月				4	2			4			4		2	1						1	21
八月				1	1			10		3	2	3	1	2			1			1	25
九月				5	2			5		4	4			1			1			1	24
十月					1			8	2	2	2			3							18
十一月								15	1		1		1	2		1	2				24
十二月								2												2	2
				17	8			51	3	9	17	4	8	8	1	2	3		6		138

第十三編

金

融